

「土木学会 選奨土木遺産について」

土木学会では、日本の近代化を支えてきた土木構造物を、先人たちの残してくれた貴重な「土木遺産」としてとらえ、その実態把握や保存・活用方法などについて調査や研究を推進してきました。

2001年(平成13年)には、『日本の近代土木遺産－現存する重要な土木構造物2000選－』と題した報告書をまとめて土木学会より出版されました。

この報告書については、改訂版として『2800選』が2005年(平成17年)に出版され、ほぼ同時期には、文化庁や自治体による「近代化遺産」の調査が進められましたが、土木具術に関わる部分については、これらの報告書や研究成果が反映されています。

こうした成果をベースとして、土木学会では2000年度(平成12年度)より「選奨土木遺産」の選定制度を発足させたところです。その目的は、歴史的構造物を顕彰することにより、①土木構造物の持つ歴史的・社会的な意義、文化的価値を啓発し、社会にPRすること、②先人たちの努力、先見性、使命感に対する理解や、偉業に対する尊敬の念を喚起し、文化財としての認識・意欲、技術者としての社会的責任の自覚をうながすこと、③歴史的土木構造物が地域の自然や歴史・文化の一部として地域の資産であることを認識し、まちづくりや地域の活性化などに貢献すること、④失われるおそれのある貴重な歴史的構造物を救済、保存、活用すること、などです。

選定は、土木事業または土木構造物を対象として、交通(道路、鉄道、港湾、河川、航空、灯標)、防災(治水、防潮、防風)、農林水産業(灌漑、干拓、排水、営林、漁港)、エネルギー(発電、炭田、鉱山)、衛生(上下水道)、産業(工業用水、造船)、軍事などで邦人技術者が海外で手がけた土木遺産もその範囲としております。また、竣工年代は、1950年代以前を主とし、竣工後50年を経過した段階で含めることとしています。

選奨土木遺産は、毎年約20件が選定されており、制度の発足後10年を経た2010年(平成22年)で200件の登録を越えました。

選考作業は、土木学会内に組織された土木学会選奨土木遺産選考委員会で行われ、その贈呈式は、毎年の土木の日(11月18日)の前後に各地で開催されています。

※ 参考：BLUE BACKS 「日本の土木遺産」 土木学会編(2012年1月発行)

＜平成 22 年までの全国登録数の概要について＞

1. 北海道：31箇所	8. 茨城県：4箇所 ・ H15年度：関宿水閘門（五霞町） ・ H21年度：霞ヶ浦湖岸施設（元鹿島海軍航空跡）（美浦村） ・ H22年度：大手橋（水戸市） ・ “ ”：央橋（常陸太田市） ・ H23年度：筑波山千寺川砂防堰堤群
2. 青森県：6箇所	
3. 岩手県：1箇所	
4. 秋田県：4箇所	
5. 宮城県：5箇所	
6. 山形県：3箇所	
7. 福島県：4箇所	

9. 栃木県：7箇所	30. 兵庫県：7箇所
10. 群馬県：7箇所	31. 鳥取県：4箇所
11. 埼玉県：7箇所	32. 島根県：4箇所
12. 千葉県：8箇所	33. 岡山県：5箇所
13. 東京都：6箇所	34. 広島県：7箇所
14. 神奈川県：11箇所	35. 山口県：5箇所
15. 新潟県：4箇所	36. 徳島県：3箇所
16. 山梨県：3箇所	37. 香川県：4箇所
17. 長野県：4箇所	38. 愛媛県：4箇所
18. 富山県：3箇所	39. 高知県：3箇所
19. 石川県：2箇所	40. 福岡県：3箇所
20. 福井県：2箇所	41. 佐賀県：3箇所
21. 静岡県：4箇所	42. 長崎県：5箇所
22. 愛知県：8箇所	43. 熊本県：3箇所
23. 岐阜県：5箇所	44. 大分県：4箇所
24. 三重県：3箇所	45. 宮崎県：3箇所
25. 滋賀県：5箇所	46. 鹿児島県：5箇所
26. 京都府：8箇所	47. 沖縄県：1箇所
27. 奈良県：1箇所	48. 台湾：2箇所
28. 和歌山県：3箇所	
29. 大阪府：6箇所	